

# 令和3年度 串間市住宅等リフォーム促進事業 (企業支援プロジェクト事業)

## 住宅、店舗、自治公民館などの建物のリフォーム費用を補助します。

- リフォーム工事着工前に申請が必要です。(工事を始めてからの申請は対象になりません。)
- 補助対象となるのは、市内の施工業者を利用して行う20万円以上の工事が対象となります。
- 総工費から消費税を除いた額を補助対象工事費とします。
- 補助金の交付は、同一住宅等及び同一補助対象者(同一世帯を含む。)について1回限りです。

### 申請期間は

- ◇ 令和3年4月26日(月)から申請受付を開始します。  
市役所1階商工観光スポーツランド推進課まで直接ご持参ください。
- ◇ 申請書は先着順に受け付け、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは締め切ります。

### 補助対象者は

#### (個人・法人)

- ◇ 個人又は法人の代表者は、本市に住民登録をしており、かつ、居住していること。
- ◇ 本人及び本人の同一世帯員、又は法人及びその代表者が市税等を完納していること。

#### (自治会)

- ◇ 本市内の自治会があり、総会等で協議されていること。

#### (商工業者)

- ◇ 本市で1年以上営業実績がある事業者であり、市税等を完納していること。
- ◇ 個人にあっては本市に住民登録をし、かつ、居住していること(法人にあっては主たる事業所を本市に置いており、かつ、代表者が本市に住民登録をし、かつ、居住していること。)
- ◇ 改修工事を行う店舗の所有者又は使用者であること。
- ◇ 串間商工会議所会員又は会員予定者で、交付決定時に会員として承認される見込があること。  
(体験型民泊を経営する者にとっては、串間エコツーリズム推進協議会の推薦を受けていること。)

### 補助対象住宅は

- ◇ 自己の居住又は所有している住宅又は店舗、事務所、工場及び自治公民館などの建物で、建築後1年以上を経過したもの

### 補助金の額は

#### (住宅等リフォーム)

- ◇ 補助対象工事費の10%(千円未満の端数切り捨て)、ただし、補助額は10万円まで。

#### (商工業者店舗等リフォーム)

- ◇ 補助対象工事費の30%(千円未満の端数切り捨て)、ただし、補助額は30万円まで。

※ 補助金の交付は、同一対象住宅等及び同一補助対象者（同一世帯を含む）について1回限りです。

### 申請書類は

- ◇ 申請書類等は、商工観光スポーツランド推進課、市役所の各支所にあります。  
※ 市の公式サイトからもダウンロードできます。（ワード形式）

| 提出書類               | 取得先等      | 注意事項   |
|--------------------|-----------|--|
| ① 事業計画書            |           |  |
| ② 収支予算書            |           |  |
| ③ 住民票              | 市民生活課又は支所 | 発行後3ヶ月以内のもの<br>世帯全員（住宅等リフォーム）<br>代表者（商工業者店舗等リフォーム）                   |
| ④ 固定資産課税台帳の写し（名寄帳） | 税務課又は支所   | 発行後3ヶ月以内のもの<br>無い場合は所有者等が確認できる書類                                     |
| ⑤ 市税完納証明書          | 税務課又は支所   | 発行後3ヶ月以内のもの<br>世帯全員（納税義務者のみ）（住宅等リフォーム）<br>事業所及び代表者（商工業者店舗等リフォーム）     |
| ⑥ 工事見積書の写し         |           | 施工業者名、押印等があるもの   |
| ⑦ 工事着工前写真          |           | 日付を記入した黒板等を入れて撮影   |
| ⑧ その他              |           | 【全申請者】該当地地図<br>【自治会】総会資料等（自治会の総意確認）<br>※必要に応じて追加の書類の提出を求められることがあります。 |

### 完了報告は

- ◇ 工事が完了した日から**30日以内**に住宅リフォーム促進事業完了報告書に、次の書類を添えて提出してください。（令和4年2月末日までの工事完了が原則です。）
- ① 収支決算書
  - ② 工事代金領収書の写し
  - ③ 工事請求書の写し
  - ④ 工事着工前・完了後が比較できる両方の写真（日付入り）

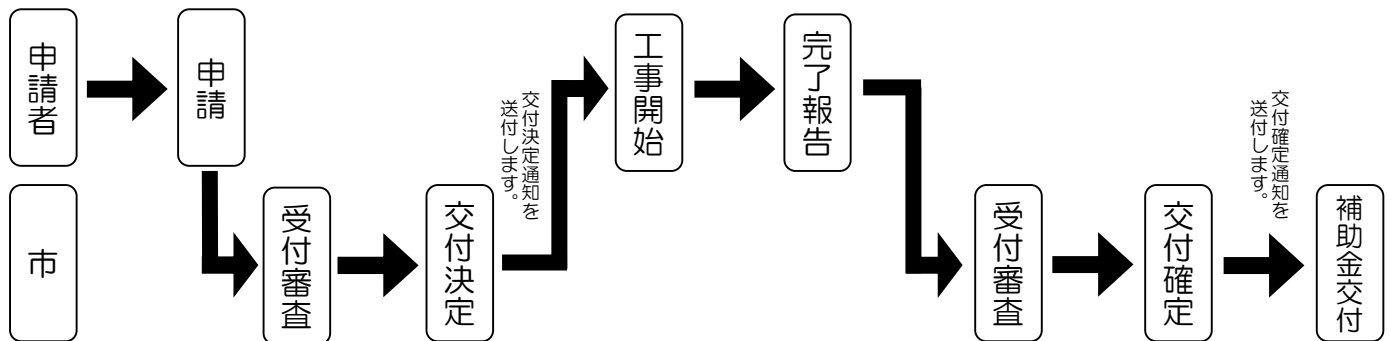


## 対象工事は

### 補助対象判断基準

| 補助対象  | 補助対象外  |
|---|--|
| 瓦の葺替<br>屋根下地改修<br>雨どいの補修交換<br>ベランダ等の修繕<br>外壁張替<br>システムキッチン・バスの導入に伴う改修工事<br>廊下・床張替工事<br>台所改修工事<br>浴槽改修工事<br>トイレ改修工事<br>建具取替工事<br>サッシ交換修繕<br>間取改修工事<br>既存の倉庫・車庫改修工事<br>増築工事<br>耐震工事 | 土地購入費<br>塀・門など建物外の新設・改修<br>シロアリ駆除<br>駐車場整備工事<br>浄化槽の設置・撤去<br>幅2mを超える犬走り<br>新築工事<br>庭の改修<br>既存建物撤去（改修に伴う撤去は可）<br>公共下水道接続工事<br>防犯・防災器具取付工事<br>電化製品等の単純購入<br>ハウスクリーニング<br>電話・インターネットなどの配線工事 |

## 交付の流れは



串間市役所 商工観光スポーツランド推進課 商工係 TEL：55-1127

